

第2回浄化槽法施行状況点検検討会における 地方公共団体ヒアリング

鳥取県生活環境部
自然共生社会局水環境保全課



浄化槽台帳の整備・関係者からの情報収集について

- 行政が保有する浄化槽台帳と指定検査機関が保有する台帳情報の不突合解消
- 事業者からの実績報告の様式統一と電子化
- 行政機関と指定検査機関の浄化槽コードの統一
- 浄化槽台帳のシステム化
- 全く管理されていない浄化槽について、現地確認、町村への状況聞き取りを行い、現地が更地になっていた場合など職権で廃止
- 保守点検及び清掃実績から確認された台帳に登録のない浄化槽について、業者から台帳登録に必要な情報を提供してもらい台帳登録

特定既存単独処理浄化槽の措置について

- スクリーニング方法の確立
- 判定手順の確立
- 判定後の指導手順の確立（協議中）
- 法定協議会に判定部会を設けて試行的に判定（意見聴取）を実施（事例を増やして判定手順や指導手順を補正していく）

浄化槽台帳の整備・関係者からの情報収集について

- 個人情報の取扱い

個人情報保護法の改正(令和5年4月施行)により、浄化槽コードの提供等は、利用目的や記録情報の提供先を明記して公表することで目的内利用となり、提供可能となった

- 行政機関と指定検査機関の浄化槽台帳登録基数の差異
- 保守・清掃業者の把握している管理者情報と、自治体の台帳情報との差異
- 保守・清掃業者が把握している休止・廃止等の情報をどう共有するか

特定既存単独処理浄化槽の措置について

- 「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」の、判定の参考となる事項の内部設備は清掃を行う時でないと確認できない等、立入検査を実施しても確認できない項目が多い
- 特定既存単独処理浄化槽が下水道整備区域にある場合、下水道への接続勧奨しかできない
- 費用面を理由に公共下水への接続を拒んでいる管理者にどう対応するか
(公共下水への接続、除却判定の出た浄化槽管理者への対応)

浄化槽台帳の整備・関係者からの情報収集について

- 浄化槽台帳の整備後に、不明(となっている)浄化槽の確認等、精度を上げるための聞き取り、現地確認等に対する補助

特定既存単独処理浄化槽の措置について

- 「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」(ガイドライン)の、判定の参考となる事項の見直し等
- 判断内容に専門性が必要となるため、特定既存単独処理浄化槽を判定を行うために必要な措置の勉強会等の開催
- 公共下水、農業集落排水への接続費用助成
(国交省・農水省・環境省で連携が必要)

その他

- 個々に説明は行うが、浄化槽に対する認知度が低いため、国からもっと広報活動を行ってほしい
または、広報活動等に対する補助